

一般競争入札の実施について

平成30年度情報伝達システム整備工事の工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年7月26日

宇治田原町長 西谷 信夫

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成30年度 情報伝達システム整備工事
- (2) 工事番号 30情報-1号
- (3) 工事場所 宇治田原町大字 郷之口、荒木、岩山 地内
- (4) 工事概要 工種 電気通信工事
情報伝達システムの整備に係る工事 一式
- (5) 工事期間 契約日の翌日から平成30年12月28日まで
- (6) 最低制限価格 設定あり

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町荒木西出10
宇治田原町 総務部 総務課
電話番号 (0774) 88-6631
ファクシミリ番号 (0774) 88-3231

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 平成30年度宇治田原町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 5で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、宇治田原町指名競争入札参加者指名停止に関する要綱（平成25年宇治田原町要綱第19号）に基づく指名停止がなされていないこと。
- (5) 確認申請書を提出するときに町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
なお、直前1営業年度分の証明書（写し可）を提出すること。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する電気通信工事に係る特定若しくは一般建設業の許可を受けていること。
- (7) 近畿圏内に本社（本店）又は支店等（入札参加資格者名簿に登載された委任先）があること。
- (8) 経営事項審査（建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査<第1項の規定による審査>のうち、審査基準日が入札公告日以前1年7月以内のものであつて、直近のものをいう）における電気通信工事の総合評定値が1,500点以上の者であること。
- (9) 監理技術者又は主任技術者として「電気通信工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に配置できること。

なお、配置する技術者は、国又は地方自治体（公団及び公社含む）の発注で、平成20年度以降（過去10年間）に完工した「電気通信工事」に監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。

(10) 平成20年度以降（過去10年間）に、デジタル防災行政無線をはじめとする災害時における住民への情報伝達手段の整備実績があること。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 一般競争入札参加資格確認資料

5 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年7月26日(木) 平成30年8月7日(火) 宇治田原町のホームページよりダウンロード (http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/)	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年7月26日(木) 平成30年8月23日(木) 宇治田原町のホームページよりダウンロード (http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/)	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年8月6日(月)午前9時から 平成30年8月7日(火)午後5時まで	共通事項3のとおり
一般競争入札参加資格確認の通知	平成30年8月9日(木)	
質問の受付	申請書等に関する質問 ：平成30年8月7日(火)正午まで 設計図書に関する質問 ：平成30年8月20日(月)正午まで	共通事項5のとおり
質問への回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 ：平成30年8月22日(水)	共通事項5のとおり
入札日時	平成30年8月24日(金) 午前9時00分	共通事項6のとおり

注) 都合により入札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

6 支払条件

- (1) 前払金
契約金額の4割以内の金額を限度として支払う。
- (2) 中間前払金
「宇治田原町公共工事の前金払等事務取扱要領」に従い、契約金額の2割以内の金額を限度として支払う。
- (3) 部分払
有り

7 その他

共通事項のとおりとする。